

平成 27 年 3 月 11 日
東京二十三区清掃一部事務組合

世田谷清掃工場の今後の対応について

世田谷清掃工場では、平成 27 年 2 月 12 日からダイオキシン類作業環境測定の結果が第 3 管理区域になったことを受け、作業環境の回復に向けた対応を実施中です。その推定原因と今後の対策等を下記のとおりお知らせいたします。

記

1 作業環境が第 3 管理区域となった推定原因

- ①砂循環エレベータシュート落ち口穴あきによるガスの漏洩。(別紙 図 2)
- ②焼却炉(ガス化炉)の散気管接合部からのガスの漏洩。(別紙 図 3)

2 作業環境改善のための対策

- ①砂循環エレベータシュート落ち口穴あきのモルタル補修。(別紙 図 2)
- ②焼却炉(ガス化炉)の散気管接合部をボルト接合から溶接接合に変更。
(別紙 図 3)

3 本格稼働に向けた現状と今後の予定

今後の良好な作業環境を確保するため、1号炉を対象に対策工事を実施し、速やかな復旧を目指しております。対策工事完了後、1号炉は3月16日に稼働させ23日に作業環境測定を実施し、工事の効果確認を行います。その後、3月末までに、再稼働する予定です。

なお、2号炉につきましては、4月以降に引き続き対策工事を実施します。

【問合せ先】

施設管理部 技術課

電話 03-6238-0745

ガス化溶融炉

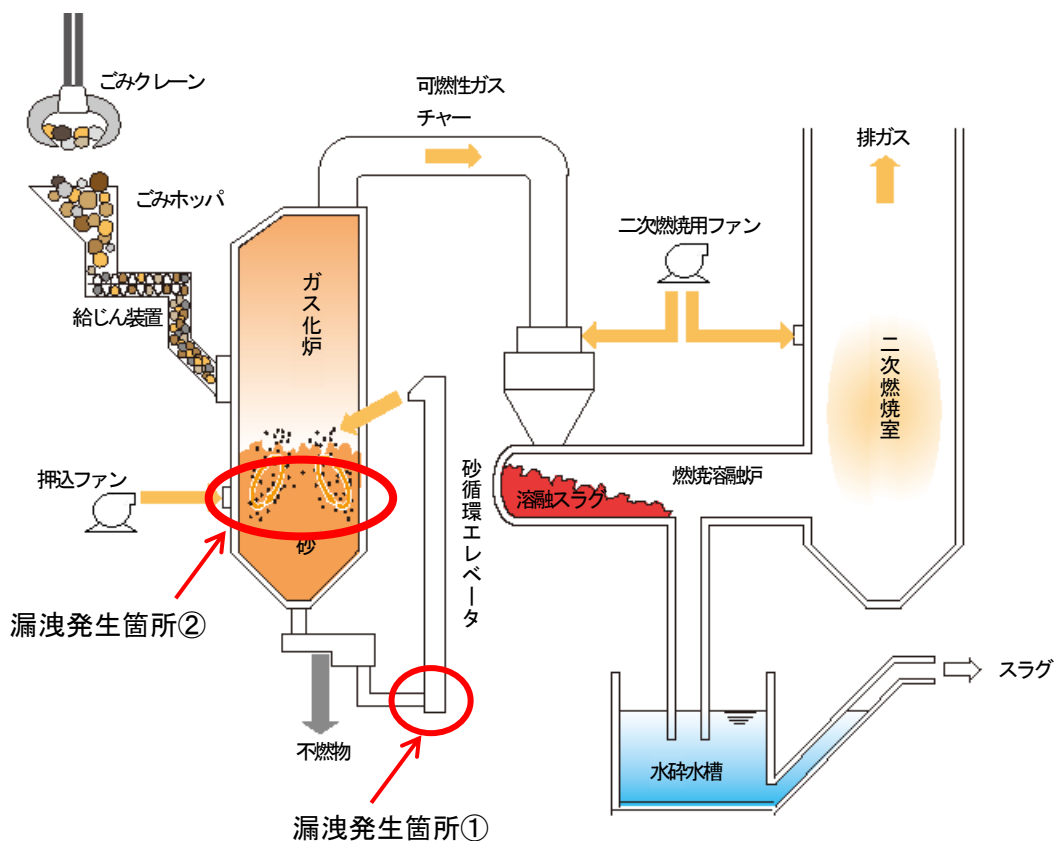


図1 設備構造 (清掃一組 ごみれぽ説明図より)

漏洩発生箇所①

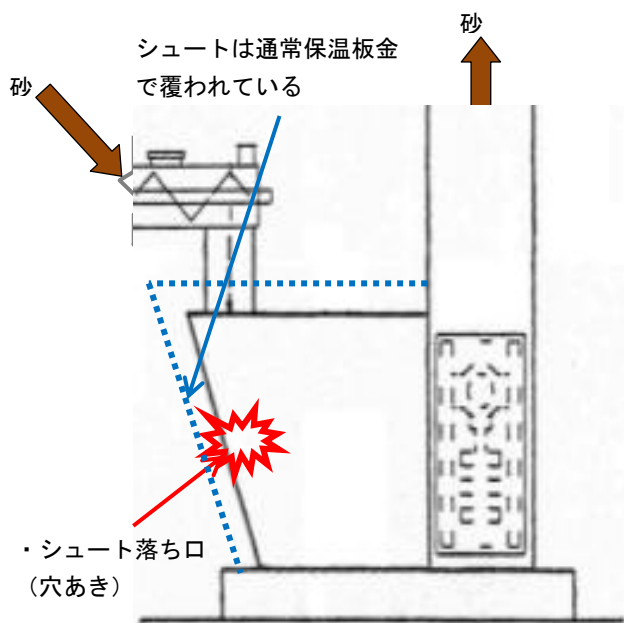


図2 砂循環エレベータ漏洩箇所詳細

漏洩発生箇所②

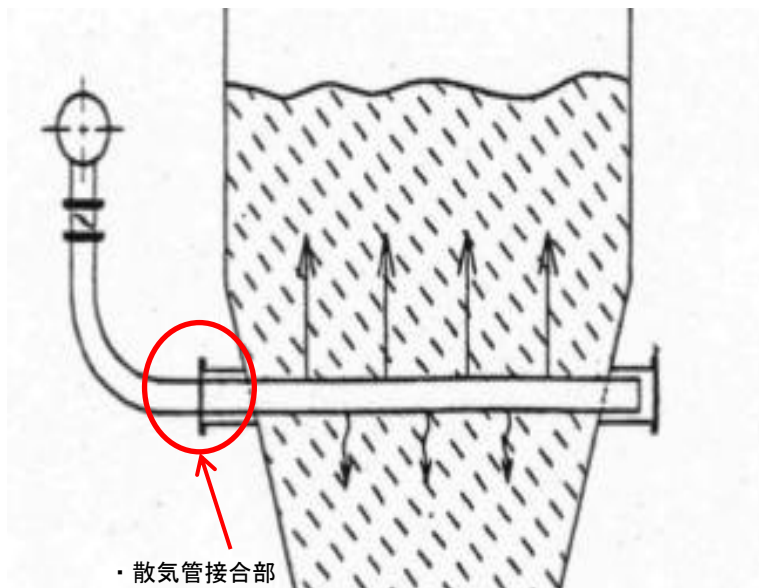


図3 ガス化炉の散気管接合部詳細